## 第2部 各論

# 第2条

1.国内本部機構、制度及び手続の設置・強化

# (1)国内本部機構の強化

2001年1月に実施された中央省庁等改革に伴い、内閣機能強化の一環として、各省より一段高い立場から行政各部の施策の統一を図るための企画立案及び総合調整等を担う機関として、新たに内閣府が設置された。この内閣府は、国政上の重要課題の一つとして「男女共同参画社会の形成の促進」の総合的な推進を担うこととされ、中央省庁等改革において政府全体としては行政のスリム化が図られる中で、新たに「男女共同参画会議」「男女共同参画局」が設置され、我が国における男女共同参画推進体制は格段に強化された。

### ア) 男女共同参画会議

男女共同参画会議は、2001年1月の中央省庁等改革に伴い、従来設置されていた 男女共同参画審議会を発展的に継承したものとして設置された。同会議は内閣官房長官 を議長とし、議員は内閣総理大臣の指定する国務大臣12名と内閣総理大臣が任命する 学識経験者12名で構成され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、 基本的な政策及び重要事項の調査審議などを行うほか、新たに、政府が実施する男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視や、政府の施策が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響の調査を行っている。

2002年4月現在、同会議の下に「基本問題専門調査会」「女性に対する暴力に関する専門調査会」「苦情処理・監視専門調査会」「影響調査専門調査会」の4つの専門調査会を設置し、男女共同参画社会の形成の促進に関する様々な課題について検討を進めている。なお、同会議は、これまでに「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」及び「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に関する意見」を決定している。

## イ) 男女共同参画局

内閣府男女共同参画局は、男女共同参画推進本部や男女共同参画会議の事務局としての機能も担いつつ、「男女共同参画社会基本法」や「男女共同参画基本計画」にのっとり、政府全体としての男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案、総合調

整を行うほか、「男女共同参画基本計画」に基づき施策を推進している。

また、地方公共団体、民間団体とも連携を図りながら、国民各界・各層において様々な取組が行われるよう、社会全体としての気運の醸成に努めている。

## ウ) 男女共同参画担当大臣

中央省庁等改革による機能強化の一貫として新たに内閣府に置かれることとなった「特命担当大臣」の一人として「男女共同参画担当大臣」がある。強力かつ迅速に男女共同参画に係る政策の調整を行うべく、内閣官房長官が、併せて男女共同参画担当大臣に指定されている。

## 工) 男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、1994年から、内閣に、男女共同参画推進本部(本部長 内閣総理大臣、副本部長 内閣官房長官、本部員 全閣僚)が設置されている。なお、同本部は、これまでに、国の審議会等における女性委員の登用の促進や、女性国家公務員の採用・登用等の促進などについて、決定を行っている。

#### 才) 男女共同参画推進連携会議

1996年9月より、広く各界各層との情報・意見交換やNGO間相互の交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)を開催している。同会議は、内閣官房長官から依頼する有識者16人及び各界を代表する個人から構成され、重要施策や国際会議等に関する意見・情報交換、広報パンフレットの作成・配布などの取組を展開している。

#### (2)厚生労働省雇用均等・児童家庭局の発足等

2000年4月1日、労働省の地方支分部局であった都道府県労働基準局、都道府県女性少年室及び都道府県職業安定主務課を統合した都道府県労働局が発足し、従来の女性少年室は都道府県労働局雇用均等室として引き続き雇用均等行政を行うこととなった。これにより、労働基準行政、職業安定行政など他の行政にまたがる分野横断的な施策を効果的に実施できるようになり、総合的かつ効果的な労働行政を展開しているところである。

2001年1月6日、中央省庁再編に伴い、労働省女性局と厚生省児童家庭局が統合され、厚生労働省雇用均等・児童家庭局が発足した。両局の統合により、「働く親」と「児

童」の双方の視点から、仕事と家庭の両立支援策や保育サービス等の子育て支援策を充実 する等、総合的かつ一体的な施策を推進しているところである。

- 2. 自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に女性が男性と平等に参加することに対し残っている障害を克服するためにとられた措置
- (1)男女共同参画社会基本法の公布・施行

日本国憲法には個人の尊重、男女平等の理念がうたわれており、男女平等に向けた法的 取組等は、国際的な動きとも連動しつつ進められてきたが、なお男女共同参画を総合的に 推進する枠組みの必要性が指摘されており、1996年12月に策定された国内行動計画 「男女共同参画2000年プラン」において総合的な推進体制の整備として男女共同参画 社会の実現を促進するための基本的な法律について検討を進めることが盛り込まれた。こ れを受けて男女共同参画審議会は、1998年11月、「男女共同参画社会基本法」の必 要性や基本理念、内容等を明らかにし、基本法の制定を提言した「男女共同参画社会基本 法について」を答申した。政府は、この答申を踏まえて男女共同参画社会基本法案を作成 し、1999年6月、同法が公布・施行されるに至った。

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女の人権の尊重、 社会における制度又は慣行についての配慮、 政策等の立案及び決定への共同参画、 家庭生活における活動と他の活動の両立、 国際的協調を掲げており、これらの基本理念を受け、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成の上で果たすべき役割について責務として定めている。また男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国に対しては男女共同参画社会の形成の総合的かつ計画的な推進のための中心的な仕組みである「男女共同参画基本計画」の策定、都道府県に対しては国の基本計画を勘案した計画の策定を義務付けている。さらに、施策の策定等に当たって男女共同参画社会の形成に配慮することや、政府の実施する施策についての苦情の処理、地方公共団体及び民間の団体に対する支援などを規定している。

なお、従来男女共同参画審議会について規定していた第3章は、2001年1月の中央 省庁等改革の際に男女共同参画審議会を発展的に継承した男女共同参画会議の規定に改正 された。

このように「男女共同参画社会基本法」が制定された意義は大きく、我が国の男女共同参画社会の形成の歴史における新たな一歩となったと言える。

## (2)男女共同参画基本計画の策定

政府は、2000年12月、「男女共同参画社会基本法」に基づく初めての計画である 「男女共同参画基本計画」を閣議決定した。

この基本計画の策定に当たっては、1996年12月、男女共同参画推進本部が決定した国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」の内容を基礎に、男女共同参画審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」(2000年9月)及び「女性に対する暴力に関する基本的方策について」(2000年7月)を受け、並びに国連特別総会「女性2000年会議」(2000年6月)での成果も踏まえている。また、本計画の策定過程で国民各層から幅広く意見・要望を聞き、寄せられた意見等を可能な限り反映するよう努力した。

本計画では、11の重点目標( )が掲げられ、それぞれについて2010年までを見通した長期的な施策の方向性と、2005年度末までに実施する具体的な施策が盛り込まれている。

政府においては、地方公共団体、国民各層との連携をより一層深めつつ、本計画に掲げた施策を着実に推進し、男女共同参画社会の形成を期するものである。

## ( )11の重点目標

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 農山漁村における男女共同参画の確立 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 女性に対するあらゆる暴力の根絶 生涯を通じた女性の健康支援 メディアにおける女性の人権の尊重 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

# (3)地方公共団体における施策

「男女共同参画社会基本法」では、都道府県は「男女共同参画基本計画」を勘案して都 道府県男女共同参画計画を定めることを、また、市町村は「男女共同参画基本計画」及び 都道府県男女共同参画計画を勘案して市町村男女共同参画計画を定めるよう努めることを 規定している。2001年4月現在、すべての都道府県が男女共同参画に関する計画を策定しているが、市町村についてはその割合は19.4%にとどまっている。

内閣府では、地域において男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進していく上で計画の策定が有効であることから、地方公共団体に対して計画の策定に当たって情報提供を行っているところである。とりわけ、市町村に対しては、計画の策定に資するよう手引を作成、提供し、積極的に支援しているところである。

また、都道府県、市町村において男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進についての基本的事項などを規定した条例の制定が進められており、2002年4月現在、35都道府県・55市町村で条例が制定されている。条例の制定に当たっては、NGO等が協力するなどの面が見られる。

地域における男女共同参画に関する情報提供や団体・グループの活動の拠点として、2001年4月現在、35都道府県・190市町村に男女共同参画・女性のための総合的な施設が設置されている。また、地方公共団体においても、民間団体との連携を図るために、民間団体の組織化や情報提供を行うとともに、定例会議や交流イベントの開催や機関誌、パンフレットの発行等民間団体のネットワークを通じた情報交換や交流活動を行っている。

### 3.差別に対する法的救済手段の有無とその効果

#### (1)苦情処理等に対する措置

#### ア) 男女共同参画社会基本法における規定

「男女共同参画社会基本法」の第3条において、男女の人権の尊重について、「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」と規定されているとともに、第17条において、「国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない」と規定されている。

#### イ) 男女共同参画会議における検討

男女共同参画会議の下に置かれた苦情処理・監視専門調査会は、その目的の一つとして、「男女共同参画社会基本法」に規定されている政府の施策についての苦情処理及び

人権が侵害された場合における被害者の救済について、調査・検討を行っている。

本調査会は、これまで、地方公共団体における苦情処理制度や女性関連施設の相談事業について、また、行政相談制度や人権擁護委員制度についてのヒアリングを行っている。また、地方における苦情処理の実態を把握するため、全国3ヶ所で地方ヒアリングを行い、地方での苦情処理業務に携わっている有識者等からのヒアリングを行った。

今後は、これまでの審議結果等を踏まえ、行政相談制度あるいは人権擁護制度等既存制度の積極的な活用を図るほか、必要に応じて我が国の実情に適した新しい苦情処理システムのあり方についての検討を進めていくこととしている。

# (2)人権侵害に対する支援サービス

### ア) 法務省の人権擁護機関

法務省の人権擁護機関では、これまでも全国の常設・特設相談所において、夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題に対して積極的に取り組んできたところである。200年7月に、専用の電話相談窓口である「女性の人権ホットライン」を全国50の法務局・地方法務局に設置し、人権相談体制のより一層の充実を図っている。相談担当者には、女性の相談者が利用しやすいようにとの観点から、原則として女性の人権擁護委員や法務局職員を配置するとともに、女性の人権に関する専門家などを配置するよう努めている。

また、人権相談を受けた場合、相談者の問題解決に資するため、その内容に応じて、関係機関への通報、(財)法律扶助協会への紹介、助言などを行っているほか、夫やパートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる各種の人権問題をはじめとした人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として速やかに調査し、事実の有無を確かめ、事案に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係者に人権思想を啓発し、もって被害の救済及び予防を図っている。

なお、政府は、現行の人権擁護制度を抜本的に改革するため、2002年3月、人権 擁護法案を国会に提出した。この法案では、性別による差別的取扱いやセクシュアル・ ハラスメントを含む差別・虐待等の人権侵害を禁止するとともに、新たに独立行政委員 会として設置する人権委員会を主たる担い手とする新しい人権救済制度を創設し、人権 侵害による被害の適正かつ迅速な救済・実効的な予防等を図ることとしている。

## イ) 民事法律扶助制度

訴訟などを援助する制度として、民事法律扶助制度があり、国が補助金を交付し、 (財)法律扶助協会が同事業を実施している。被害を受けた女性について、 資力に乏しいこと、 勝訴の見込みがないとはいえないこと、 法律扶助の趣旨に適することの 三つの要件が満たされていれば、例えば、加害者に対し損害賠償請求訴訟を提起する際に、訴訟代理費用(いわゆる弁護士費用)の立替え等の援助を受けることができる。

## (3)司法分野関係者に対する研修

検察官については、その経験年数に応じて、女性に対する暴力や被害者保護の在り方等をテーマとする各種研修を実施している。また、検察庁においては、従来から、家族間における暴力行為に対する刑罰権の行使については、事案の重大性、刑罰権行使が家族関係に与える影響等を勘案しつつ、事案の実態に即した処理に努めるという観点から、日常の執務においても、上司が適切に指導・監督しているところである。

裁判官については、各種研修・研究会において、国際人権規約、日本国内の差別問題、 人権擁護推進審議会の動きなどを中心とした講義、セクシュアル・ハラスメントの防止等 に関する講義を実施しているほか、少年事件や家事事件の問題研究などのように、女性の 権利、保護または福祉に関する具体的諸問題を含んだテーマを扱ったカリキュラムが組ま れていると承知している。また「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 に関連して、同法に関する講義を実施したほか、男女共同参画社会の在り方を中心に女性 に対する暴力の根絶の問題などの講演も新たに設けられていると承知している。

矯正職員については、矯正研修所及び同支所における各種の研修において、男女平等に関する事項も含め、憲法及び人権に関する研修を実施している。また、セクシュアル・ハラスメントに関する研修等、女性の保護に関する研修も実施している。

### 4. 女性に対する暴力に関する情報

#### (1)現行法制

## ア) 暴力から女性を保護するための法制度

女性に対する暴力については、殺人罪(刑法第199条、死刑又は無期若しくは3年以上の懲役)、傷害致死罪(刑法第205条、2年以上の有期懲役)、傷害罪(刑法第204条、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料)、暴行罪(刑法第208条、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料)、脅迫罪(刑法第222条、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)、逮捕監禁罪(刑法第

220条、3月以上5年以下の懲役)、強制わいせつ罪(刑法第176条、6月以上7年以下の懲役)、強姦罪(刑法第177条、2年以上の有期懲役)等の処罰規定を適用することができ、事案に応じて、これらの処罰規定を的確に運用している。

このような被害を受けた者は、告訴をすることができる。なお、強姦罪や強制わいせつ罪等の性犯罪についての告訴期間は、他の犯罪と一律に、犯人を知った日から6か月以内とされていたが、性犯罪の被害者は、その犯罪で受けた精神的ショックや事件をめぐる様々な事情により、短期間で告訴するかどうかを決めるのが難しい場合があることから、2000年5月12日に成立した「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」において、性犯罪につき、告訴期間の制限を撤廃し、公訴時効が成立するまでの間は告訴をすることができるようにした。

また、被害を受けた女性等が刑事事件の証人として証言する際には、公開の法廷において被告人の面前で証人尋問を受けることにより著しい精神的負担を受ける場合があることから、このような証人の負担を軽減するため、同法において、 証人尋問の際、適当な者を証人に付き添わせる制度、 証人と被告人又は傍聴人との間を遮へいする制度及び ビデオリンク方式による証人尋問の制度(証人を別室に在室させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行う方式)等を導入した。

- イ) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(1999年5月26日公布) 第6条で記述する。
- ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(20 01年6月20日公布) 第6条で記述する。
- 工) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(2001年4月13日 公布)

第16条で記述する。

オ) 児童虐待の防止等に関する法律(2000年5月24日公布) 第16条で記述する。

## (2)強姦及び強制わいせつの現状

2001年中の強姦の認知件数は2,228件で、1971年の4,862件に比べ2 分の1未満に減少している。その推移をみると、1971年以降1990年まで減少傾向 が続いたが、その後1,500件前後で推移し、1997年からはゆるやかな増加傾向に ある。

2001年中の強制わいせつの認知件数は9,326件で、1971年の3,374件に比べ約2.8倍に増加している。その推移をみると、1986年まで減少傾向が続き、1987年以降増加傾向にあるが、1999年から急増しており、2001年は前年比約3割の増加となっている。

# (3)被害者への支援サービスの存在

#### ア) 被害者への適切な対応

専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生した際には、捜査員とは別に指定された警察職員が、病院への付き添い等の被害者支援を実施し、被害者の精神的負担の軽減を図っている。

また、犯罪により精神的被害を受けた被害者に対して、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する警察職員が、被害者の希望に応じて、その精神的被害を軽減するためカウンセリングを実施している。長期間にわたってカウンセリングが必要な被害者に対しては、精神科医や民間のカウンセラーを紹介するなど関係機関・団体との連携を図り、被害者の精神的被害回復のための施策を進めている。

さらに、地方自治体、司法関係者、医療関係者、民間団体等で構成される被害者支援 連絡協議会を通じて活発な情報交換等を行い、信頼関係の構築及び連絡体制の確立等関 係機関との連携強化を図ることにより、多様な被害者のニーズに応じている。

特に、性犯罪に関しては、性犯罪被害者の立場に立った適切な対応により被害者の精神的負担の軽減を図るとともに、従来以上に適切かつ強力な性犯罪捜査を推進するため、1996年に各都道府県警察の警察本部等に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置したほか、女性の警察官による事情聴取や鑑識活動、証拠採取の際の被害者の負担を軽減するために、証拠採取に必要な用具や被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた「性犯罪捜査証拠採取セット」の整備等の施策を進めている。

# イ) 再被害の防止

警察では、被害者等が同じ加害者から再び被害を受けることを防止するため、従来か

ら防犯指導、警戒措置等の再被害防止措置を講じてきたが、継続的な再被害防止措置を講じる必要がある被害者等の「再被害防止対象者」への指定、法務関係機関との連携強化等を盛り込んだ「再被害防止要綱」を2001年8月に制定し、再被害の防止のための施策を強化している。

また、女性・子どもが被害者となった殺人、強姦、強制わいせつ等の犯罪が増加傾向にあるとともに、女性に対するストーカー事案や夫から妻への暴力事案、子どもに対する声掛け事案や児童虐待事案に関する相談件数が増加傾向にあることから、「女性・子どもを守る施策実施要綱」を制定し、ボランティア、自治体等との連携による女性・子どもを守る施策の推進、防犯ブザー等の防犯機材の貸与等により被害に遭った女性・子どもへの支援の取組を推進している。

## ウ) 被害の潜在化防止

女性が性犯罪の被害の届出や相談を行いやすいよう、各都道府県警察の警察本部等に「性犯罪被害 1 1 0 番」等性犯罪相談窓口を設置しているほか、刑事手続や各種の救済制度について分かりやすく解説したパンフレットを被害者に交付したり、捜査状況や被疑者の処分状況等を適切に連絡し、被害者からの照会に対しても確実に対応したりするなどの適切な情報提供を行うことによって、被害女性の援助を行っている。

また、被害者の相談が円滑に行なわれるよう、相談室の照明・内装の改善、応接セットの設置等を図るとともに、機動的に被害者の指定する場所に赴くことができ、被害者のプライバシーを保護しながら事情聴取等を行うことができる特別の装備を備えた「被害者対策用車両」の整備を進めている。

### (4)暴力の根絶に向けた活動

ア) 国内本部機構における検討

### ( )「女性に対する暴力に関する専門調査会」の設置

男女共同参画会議の下に置かれた女性に対する暴力に関する専門調査会は、「男女共同参画基本計画」で対象としている、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の各分野を念頭に置きつつ、今後の施策の在り方などについて調査検討を行うことを目的としている。

2001年10月3日と2002年4月2日、同調査会では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行に向けた意見を取りまとめ、男女共同参画会議に報告した。

## ( )「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」の設置

2000年8月8日、男女共同参画推進本部に「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」が設置された。関係行政機関相互が緊密に連携して、女性に対する暴力に関する施策を積極的に推進していくこととしている。

# イ) 社会啓発

# ( )「女性に対する暴力をなくす運動」

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」である25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めた(2001年6月5日、男女共同参画推進本部決定)。

この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力し、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的としている。

# ( )「女性に対する暴力に関するシンポジウム」の開催

内閣府では、1998年より毎年、専門家や有識者等による基調講演やパネルディスカッションを通して、女性に対する暴力についての社会の意識啓発を図ることを目的として、女性に対する暴力に関するシンポジウムを開催している。

### ウ) 調査研究

1999年9月~10月、国の調査としては初めて、全国20歳以上の男女4,500人を対象に、男女間における暴力に関する国民の意識、被害の経験の態様、程度及び被害の潜在化の程度、理由などについてアンケート調査を実施したところ、これまでに夫や妻から、命の危険を感じるくらいの暴行を受けたことが一度でもあると回答した人は、男性が0.5%(約20人に1人)であるのに対し、女性は4.6%(約20人に1人)であることが明らかになった。

### (5)ストーカー行為等の防止

ア) ストーカー行為等の規制等に関する法律(2000年5月24日公布)

「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに

対する怨恨の感情を充足する目的」で行われたつきまとい、押し掛け、交際の要求、無言電話等の行為を「つきまとい等」と、「つきまとい等」を反復等して行うことを「ストーカー行為」と定義し、「ストーカー行為」について罰則を設けるとともに、「つきまとい等」について警察が警告、禁止命令等の行政上の措置を講じることとしている。また、ストーカー行為等の被害者に対し、警察が被害防止のための援助を行うこととしている。

## イ) 現状

ストーカー行為等の規制等に関する法律の施行後約1年1ヶ月の運用状況は、警告が988件、禁止命令が38件、援助が799件であり、同法違反の検挙が164件となっている。また、ストーカー事案について他法令を適用した検挙は、傷害190件、脅迫163件、住居侵入140件、器物損壊110件等となっており、合計1,025件である。

### ウ) 被害者への支援

ストーカー行為等の規制等に関する法律には、被害者が自ら被害を防止しようとするとき、一定の要件を満たせば、警察本部長等が必要な援助措置を講ずることができる旨規定されている。具体的には、自衛措置の教示や防犯ブザーの貸与、携帯用自動通報装置の整備等のほか、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援を推進している。

### (6)セクシュアル・ハラスメントの防止

#### ア) 現行法制

職場における性的嫌がらせについては、暴行罪、脅迫罪、強要罪(刑法第223条、3年以下の懲役)、名誉毀損罪(刑法第230条、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金)、侮辱罪(刑法第231条、拘留又は科料)等の処罰規定を適用することができ、事案に応じて、これらの処罰規定を的確に運用している。

## イ) 職場一般における防止

男女雇用機会均等法においては、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上の配慮が義務づけられており、同法に基づき定められた指針において、事業主は、 セクシュアル・ハラスメントに関する方針の明確化と労働者に対する

周知・啓発、 相談・苦情への対応、 事案が生じた場合における事後の迅速かつ適切な対応について配慮することが求められている。

1999年度に企業を対象に実施した調査によると、49.0%の企業が「セクシュアル・ハラスメントを許さないという方針の明確化と周知啓発」を行い、34.3%の企業が「相談・苦情窓口を設置」し、36.8%の企業が「セクシュアル・ハラスメントが起きたときの事後の対応」を決めているとしている。

企業の規模別にみると、規模が大きい企業ほど、各対策についての取組が進んでおり、 3項目とも実施済みである割合も高くなっている。

2000年度に各都道府県労働局雇用均等室に寄せられた均等法に係る相談件数のうち、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が8,614件と最も多くなっている。

政府では、企業において実効あるセクシュアル・ハラスメント防止のための措置が適切に講じられるよう、男女雇用機会均等法及び指針の周知徹底を図るとともに、計画的に事業場訪問を行い、事業主がセクシュアル・ハラスメント防止対策を講じていない場合には是正のための行政指導を行っている。

また、中小企業等に対しては、効果的な防止対策が確実に講じられるよう、事業主及 び人事労務担当者に対する具体的な取組についての情報提供や相談等の事業を実施して いる。

さらに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を受けた女性 労働者からの相談に対しては、専門的知識・技術を持ったセクシュアル・ハラスメント カウンセラーを1999年度から各都道府県労働局雇用均等室に配置し、相談対応の充 実を図っている。

### ウ) 公務職場における防止

人事院は、公務職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)を1999年4月1日から施行した。同規則において、各省各庁の長に対しては、セクシュアル・ハラスメントの防止に努め、発生した問題に迅速かつ適切に対応するよう、職員に対しては、セクシュアル・ハラスメントをしないよう注意するよう義務付けるとともに、具体的防止対策として、職員に対する指針の策定、職員に対する研修、苦情相談体制について規定している。

この規則を受けて、各府省においては、部内規程の作成、苦情相談体制の整備をはじめ、所属職員への研修を通じた意識啓発等、その防止に向けての取組が行われている。

一方、人事院では、各府省の担当者を対象とした研修会等を開催するとともに、セク

シュアル・ハラスメントの防止対策について、より組織的、効果的に取り組むため、毎年12月4日から12月10日までを「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」と定め、その期間中「シンポジウム」の開催、「セクシュアル・ハラスメントホットライン(一日110番)」の開設等を行っている。これらの取組を通じ、セクシュアル・ハラスメント問題の重要性や防止対策の必要性についての理解、周知が図られている。

また、人事院では、人事院規則施行前である1997年と同規則施行後の2000年に、一般職非現業国家公務員を対象に「国家公務員セクシュアル・ハラスメント調査」を実施した。両調査結果を比べると、セクシュアル・ハラスメントであると思う行為についての男女間の認識の差は、とりわけ男性の問題意識の高まりにより大幅に縮小するとともに、セクハラであると思う行為を受けた経験も、規則施行を機に全般的に減少している。

## エ) 大学等における防止

文部科学省(文部省)においては、「文部科学省(文部省)におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を1999年3月に制定(同年4月から施行)し、その旨を各国公私立大学等に通知し、各大学に対して、相談体制の整備などセクシュアル・ハラスメント防止に積極的に取り組むよう促してきた。同規程に基づき、各国立学校等では、セクシュアル・ハラスメント防止等のための規程を制定し、相談窓口の設置をするとともに、教職員及び学生に対する啓発活動を実施している。

また、教育委員会においても、セクシュアル・ハラスメント防止等のための規程を制 定し、相談窓口の設置、教職員に対する啓発活動等を実施している。

### 5.性・暴力情報からの青少年の保護

### (1)指針、条例の制定

性・暴力表現は、特に青少年の健全育成に悪影響を与えることから、政府は、青少年が各種メディア等を通じて性・暴力表現を含む情報に接することに関する問題に対応するため、2001年10月19日に、国の取組事項、国から地方公共団体への要請事項、

国から関係業界団体等への要請事項について盛り込んだ「青少年を取り巻く環境の整備 に関する指針」を策定し、これに基づいた取組を推進している。

また、46都道府県においては、それぞれの地域の実情に基づき、青少年の保護育成に関する条例を制定し、性・暴力表現を含む書籍やビデオ等の「有害図書類」を青少年へ販

売すること等を規制している。

## (2)教育分野における取組

政府においては、メディア上の性、暴力情報をはじめとする青少年を取り巻く有害環境 対策として、1998年5月以降、次のような取組を実施してきた。

文部科学大臣又は担当局長から関係業界等に対して、自主規制の一層の徹底を要請 PTAが実施した青少年を取り巻くテレビ番組のモニタリング調査に対し支援 この問題に関する海外のNPO等の先進的取組等について調査・研究(2001年 度)

#### 6. いわゆる従軍慰安婦問題について

### (1)政府の取組

いわゆる従軍慰安婦問題については、本条約と直接関連があるわけではなく、また、いわゆる従軍慰安婦問題を含め、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、政府としては、サン・フランシスコ平和条約、二国間の平和条約及びその他関連する条約等に従って誠実に対応してきているところであるが、1994年1月の第13回女子差別撤廃条約委員会の審議及び日本の報告書に対する最終コメントに留意し、日本政府の取組について述べることとする。

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題について、1991年12月以降全力を挙げ調査を行い、その結果を2度(1992年7月及び1993年8月)にわたって公表するとともに、本件問題は多数の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題であるとの認識の下、機会あるごとに元慰安婦の方々に対するお詫びと反省の気持ちを表明している。

# (2)アジア女性基金の設立

日本政府は、この問題についての真摯なお詫びと反省の気持ちの表れとして、国民との協力の下、1995年7月に、アジア女性基金(以下「基金」)を設立するとともに、「基金」の運営経費及び事業資金の全額支援、募金活動への協力等を通じ「基金」事業に全面的に協力している。日本政府による具体的な協力内容は以下の通り。

#### ア) 基金への募金活動

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題について、国民の啓発と理解を求める活動を行い、「基金」が行ってきた国民的な償いを行うための募金活動に最大限努力してきた。 その結果、国民個人、民間企業、労働団体さらには、政党、閣僚等から、約5億6, 000万円(2002年4月末現在)の募金が「基金」に寄せられている。

## イ) 海外における償い事業

## ( )フィリピン・韓国・台湾における事業

「基金」は、1996年7月より順次、フィリピン、韓国、台湾における元慰安婦の 方々に対して、一人あたり200万円の「償い金」を届けており、これまで合計234 名(2002年4月末現在)に届けている。

「償い金」を届けるに際し、総理は日本政府を代表して、この問題に関して改めて心からのお詫びと反省の気持ちを表す手紙を直接元慰安婦の方々に届けている。また右と共に、「基金」理事長の手紙及び国民から寄せられたメッセージが併せ届けられている。

更に政府は、道義的責任を果たす事業として、フィリピン、韓国、台湾における元慰 安婦の方々に対し「基金」が実施する医療・福祉支援事業(住宅改善、介護サービス、 医療、医薬品補助等、元慰安婦の方々のおかれている実状・希望に沿うものとすべく実 施)に対して、5年間を目処として、財政支出を行っており、その規模はこれまで総額 4億7,000万円に上っている(2002年4月末現在)。

なお、フィリピンにおける事業は2001年8月12日をもって事業の申請受付を終了、また韓国、台湾における事業は2002年5月1日をもって事業の申請受付を終了することとなっている。

# ( ) インドネシアにおける事業

インドネシアにおいては、「基金」は1997年インドネシア政府と覚書を取り交わし事業を開始した。この事業は、元慰安婦個人を対象とした事業ではなく、同国政府から提案のあった高齢者社会福祉推進事業(身よりのない高齢者で病気や障害により働くことの出来ない高齢者を収容する施設の設備事業)を実施するものである。「基金」は政府からの拠出金を元に、10年間で総額3億8千万円規模の支援を行うこととしている。同施設の入居者については、元慰安婦と名乗り出ている方や女性が優先され、また、施設の設置も、元慰安婦が多く存在したとされる地域に重点的に設置されている。これまでに16の施設が完成し、同施設には、152名の高齢者が入寮している。

#### ( ) オランダにおける事業

「基金」は、1998年、オランダ事業実施委員会(PICN)と覚書を取り交わし 事業を開始した。この事業は、事業実施委員会が対象者に対し、本人の実状と要望を考 慮しつつ、その生活改善に役立つ医療・福祉分野の財・サービスを提供し、「基金」は 日本政府からの拠出金を元に、事業実施に必要な資金として事務経費を含め、総額2億 4,150万円を事業実施委員会に供与した。この事業は78名の方々に対して実施され、2001年7月14日に成功裏に終了した。

## ウ) 歴史の教訓とする事業

「基金」は、このような問題が二度と繰り返されることのないよう、歴史の教訓として未来に引き継いでいくことを事業の柱の一つとして進めており、慰安婦問題に関連する資料の収集・刊行等を行っている。

### 工) 社会啓発事業

日本政府は、女性に対する暴力などの今日なお存在する女性問題を解決すべく積極的に取り組んできており、「基金」が行っている今日的な女性問題の解決に向けた諸活動に対しても、財政支援等を通した協力を行っている。このような活動例としては、今日的な女性問題に関わる国際フォーラムの開催、NGOへの支援事業、各種調査研究事業等がある。

## (3)教育分野における取組

日本政府は、いわゆる従軍慰安婦問題について、特に、我が国の次代を担う若者たちが、 学校教育を通じて、我が国の近現代史にわたる歴史を正確に理解することを重視しており、 中学校及び高等学校の教科書において、本問題が取り上げられている。

### 7. 女子差別撤廃条約選択議定書

我が国としては、同選択議定書が定める個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられるが、司法権の独立を含め、我が国の司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり慎重に検討すべきであるとの指摘もあることから、現在のところ当該選択議定書を締結していない。本選択議定書についてはその締結の是非につき真剣かつ慎重に検討しているところである。